

北名古屋市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年9月2日

北名古屋市監査委員 大野 眞一

北名古屋市監査委員 渡邊 幸子

随時監査の結果について

1 監査の対象

報償費の支出について

2 監査の実施期間

令和2年4月16日（木）から令和2年5月27日（水）まで

3 監査の実施内容

令和元年度報償費の令和2年3月31日現在の支出状況について、会計区分ごとではなく課ごとに、6つの報償費区分（「委員会・協議会謝礼」、「講師謝礼」、「役務に対する謝礼」、「記念品」、「賞賜金」、「その他」）に分け、細節件数を集計調査した。委員会・協議会謝礼は、その法的根拠について、謝礼の金額は、その根拠について、記念品・賞賜金は、その内容の適正性について、経済性、効率性及び有効性の観点からその妥当性を検証する主眼で監査した。

4 監査の着眼点

- (1) 附属機関等は、法令等に従って適正に処理されているか
- (2) 報償費として扱うことが適当であるか
- (3) 謝礼基準に準じた支出であるか

(4) 記念品や賞賜金は、適正な支出であるか

5 監査の結果

監査を実施した結果、20課において116件の支出対象細節があり、概ね適正に事務執行がされていると認められた。一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度関係者に指摘して是正指導を行った。

(1) 委員会・協議会謝礼

委員会・協議会謝礼とは、ここでは執行機関の附属機関とは区別して、行政運営上の市民、有識者等からの意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場の謝礼をいう。

委員会・協議会謝礼は報償費の予算全体の中で0.4%を占め、委員会・協議会の謝礼の細節件数は12件であった。全体の執行率は84.9%である。予算規模では、課別では健康課及び高齢福祉課が高く、部ごとでは教育部が高い。

委員会等を新規に設置する際、地方自治法第138条の4第3項による設置根拠について、相談及び協議ができる体制を整えるよう指導した。

(2) 講師謝礼

講師謝礼とは、ここでは講演会、講習会、研究会等の講師への謝礼をいう。

講師謝礼は報償費の予算全体の中で4.6%を占め、講師謝礼の細節件数は38件であった。全体の執行率は85.6%である。予算規模では、課別では児童課、商工農政課、生涯学習課が高い。そのうち100万円を超える予算規模の事業は、児童課の児童発達支援事業所運営事業費と商工農政課のレジャー農園事業費であった。

(3) 役務に対する謝礼（指導・協力）

役務に対する謝礼（指導・協力）とは、ここでは提供された役務に対する反対給付あるいは感謝の意を表す謝礼をいう。

役務に対する謝礼は報償費の予算全体の中で31.5%を占め、役務に対する謝礼の細節件数は49件であった。全体の執行率は87.3%である。予算規模では、課別では学校教育課、健康課、児童課の順に高い。

そのうち1,000万円を超える予算規模の事業は1件で、健康課の母子保健事業費の医師等謝礼である。100万円を超える予算規模の事業は、高い順から小学校運営費の学校医等謝礼、教育相談活動費のスクールカウンセラー謝礼、保育園運営費の医師等謝礼、中学校運営費の学校医謝礼、健康診査事業費

の医師等謝礼であった。

(4) 記念品

記念品とは、ここでは社会通念上から判断してその功労が市として謝意を表すものをいう。

記念品は報償費の予算全体の中で20.3%を占め、記念品の細節件数は10件であった。全体の執行率は98.5%である。予算規模では、課別では財政課、高齢福祉課の順に高い。

そのうち1,000万円を超える予算規模の事業は1件で、財政課のふるさと納税寄付金への返礼記念品であった。次に高齢福祉課の敬老会記念品約650万円と金婚祝賀式記念品169万円であった。

記念品については、一部見直しの必要があるものについて問題提起をした。具体的には賞味期限等の在庫管理が必要な記念品や叙勲被表彰者への記念品である。

(5) 賞賜金

賞賜金とは、ここでは功績などを賞しての金一封、また文化芸術の分野やスポーツ競技の全国大会に出場する者に対しての激励金をいう。

賞賜金は報償費の予算全体の中で1.8%を占め、細節件数は3件であった。全体の執行率は84.7%である。100万円を超える予算規模の事業は、高齢福祉課の敬老祝金である。そのほかの2件は、スポーツ課と生涯学習課の激励金である。

(6) その他

ア 報奨金

奨励の意味を持つものとして税額の納期の到来前に納付したのものに対し交付する報奨金をいう。税務課と下水道課が該当する。

イ その他

災害対策総務費の災害派遣手当は、職員手当に該当するため、細節を変更するよう指導した。

6 意見

報償費の支出を伴う事業について、前例踏襲により形骸化することのないよう、社会情勢の変化を踏まえて市が事業を実施する必要性について再検討するよう最少の経費で最大の効果を挙げられるよう努められたい。(企画情報課)

(1) 敬老会記念品については、平成30年度の定例監査にて既に意見として述べ

たが、他の自治体の状況や経済性と有効性という点で一層検討されたい。(高齢福祉課)

- (2) 金婚祝賀式の事業については、他市の状況を調査し、経済性、効率性及び有効性の観点から、内容の見直しを検討されたい。(高齢福祉課)
- (3) 叙勲被表彰者の記念品については、他市の状況も参考のうえ検討されたい。(人事秘書課)